

# イングランド内戦期の出版物に見られる 国王裁判要求への反応

小 鮒 史 子

はじめに

「殉教者」として聖化されたチャールズ一世のイメージは、一六四九年一月の処刑ののち、支持者たちの尽力によって固められたといわれる。二〇〇四年に、処刑以後に出された王党派の出版物をあつかったタブは、処刑の前と後で王党派の喧伝に変化が見られたとしている。それによると、処刑以前には国王処刑の非合法性への非難を中心としていたものが、以後には哀歌や「なげき」が中心となり、「断頭台での王の勇氣」や「苦難に対する忍耐」を強調する方向へ変わっていったのだとい<sup>(1)</sup>う。

イングランドにおける一六四〇年代とは、内戦による統制の失効を受けてロンドンでの出版物の総数が飛躍的に増大した時期であり、ふんだんに残る報道出版物の中に見られる国王像の分析は一九七〇年代以来多く行われている。クロフォードは、一九七七年の論文「チャールズ・スチュアート 流血の男」で、第一次内戦での国王の敗北以降に「流血の罪」という用語がまず王党派に対して用いられはじめ、最終的に国王本人にまで拡張されていった様子<sup>(2)</sup>を示している。クロフォードによれば、国王とその支持者に「流血の罪」の刻印を押すことは議会の意図ではなく、「流血の罪」とは議会の外でパ

1 イングランド内戦期の出版物に見られる国王裁判要求への反応

ンフレットと説教の中に取り上げられていった考えだったのだという。この「流血の罪」について、レイモンドは一九九九年の論文「チャールズ一世の一般的表象」<sup>(3)</sup>で、第一次内戦以前には擁護にせよ非難にせよ国王個人については行われなかったものが、一六四七年を転機として変化したものだとし、擁護者たちによる国王の個人的な美德や苦境を強調する動きが、「流血の罪」による国王への直接の非難と並んで現われたと結論付けている。この二つの分析は、いずれも議会の外の言論状況を重視し、国王の裁判と処刑にいたる要因のひとつをその中に見出すものである。

出版物に現われる「殉教者／受難者」としてのチャールズ一世のイメージの分析は、一六四九年一月の国王処刑後にロンドンで刊行され、年内に三十五版を重ねた自叙伝風の著作である『王の肖像』<sup>(4)</sup>を中心として、処刑以後により重点が置かれる傾向がある。ウェラーは、この『王の肖像』に現われる自己犠牲的な受難者としての国王像を「王の死後、王権の効率的なコントロールなし」に、自律的に発展していったイメージだとし、それが処刑直後に現われたことを指して「文字通り、王にとって代わったもの」と評する<sup>(5)</sup>。また、英文学の側から一六九〇年以降のジャコバイトのパラッド類に現われる「殉教者チャールズ」のイメージを追うノッパースの論文「受難の王の復活」<sup>(6)</sup>では、ジャコバイトの偶像としての国王像について、それはフォックスの『殉教者の書』にさかのぼる伝統的な殉教者のイメージと併せて『王の肖像』においてきわめて強く表現されたものであり、スチュアート朝の血統を聖化するために十八世紀中練りかえし再解釈されたものだったと評されている。

これらの見解がみな、もろもろのイメージがあとになって恣意的に造り上げられていく点を強調していることから分かるように、結果として国王を「殉教者」とするに至った、チャールズ一世の処刑そのものについては、それは偶発の結果であり、「国王弑逆者」たちにとってさえ決して意図したものではなかったとする見方が、近年ではむしろ一般的である<sup>(7)</sup>。

しかし、そうした国王の死後に現われる「受難者／殉教者」イメージの分析に対して、レイモンドは、一六四七年に議

会軍に大敗し捕囚の身の上となった時点で「貴い受難者」としての国王像は現われていたとし、処刑の二年前に、すでに「『王の肖像』へとつながる道」を見る。<sup>8)</sup>「その死が政治的に避けられなくなるはるか以前から、彼は一六四九年の殉教のために支度させられていたのだ<sup>9)</sup>」とレイモンドは言う。だが、その一六四七年の時点では、実際にはまだ国王の処刑はおろか裁判すら現実に行われる気配はなく、つづく四八年にふたたび内戦をはじめるとその支持者たちの行動も「力ない受難者」というにはほど遠い。たとえ処刑の「はるか以前」から「受難者／殉教者」としての国王像のきざしが出版物内に現われていたにせよ、現実には国王のおかれた状況がそれと重なりはじめるのはもう少し先であるように思う。

二〇〇四年に、国王の処刑を契機として王党派の喧伝が変化したという見解を示したタブは、二〇〇六年の「『国王殺し』を意図する議会」では、議会と軍の指導者たちに裁判を処刑につなげる意図はなく、開始された以後でさえあくまで「交渉」の一部と考えていたとするケルシーの見解を認めながらも、一六四八年末から国王の裁判がはじまる翌年一月二〇日までの出版物にあらわれる議会外の議会支持者と王党派双方の論説を材料として、たとえ指導者たちに処刑の意図がなくても、「公共のアーリーナ」の上では、国王の裁判が始まる前の時点で、すでに「あらゆる政治党派からなる論客たちがみな議会と軍は国王の死を望んでいると見なしていた<sup>10)</sup>」と結論付けている。タブは、パンフレットやニューズブック類による議論の「場」を「公共のアーリーナ」と呼び、この時期の印刷物は「公共の意見を作るという明白な目的をもっている<sup>11)</sup>」と見なす。また、レイモンドは、国王の処刑へとつながる一六四八年末からの一連の動きについて、「一般に、軍会議と議会の内の狂信的に神がかった少数派が同輩たちを黙認させたと理解されている<sup>12)</sup>」とし、ニューズブック類はそうした解釈と根本的に矛盾はしないものの、「成り行きのみわめて公的な側面を代表する<sup>12)</sup>」と見なしている。

タブとレイモンドはどちらも出版された論説に一定の公共性を認めている。そうした出版物の上で、じつさいの裁判に先立って「国王の運命」がゆつくりと形づくられていく契機のひとつを、タブは、軍による下院パージ後の議会が国王を背信のために裁くと決議した一六四八年十二月二十八日に見る。<sup>13)</sup>同月六日のパージを経て和平交渉を望む長老派議員らが

追われた後にあたるその時期ならば、「受難者／殉教者」としての国王像は、一六四七年よりもはるかに現実味を帯びて受けとめられただろう。タブの研究は、「王への裁き」を望む議会への請願等と合わせて、主にこのページ後の出版物を網羅的に眺めたものである。個々の出版物の内容を個別にみれば、裁判が処刑に至る「恐れ」が数量として支配的になりはじめていったのは、たしかにページ以後のことかもしれない。しかし、処刑に至る裁判が軍からはじめに要求されたのはページよりやや以前の出来事である。加えてその要求は印刷物としておおよけにされている。そのように裁判が要求されたことは、出版物の、すなわち「公共のアーリーナ」の上で、「国王の運命」に対して何らかの影響を与える端緒にならなかっただろうか？ このことを考えるために、本稿では、国王の裁判がおおよけに要求される前後、一六四八年十一月ごろに出された出版物の内容とそれら同士の関わり合いを追うことによって、それらの上で「国王の運命」がどのように形づくられていったかを検討していきたい。<sup>(14)</sup>

## 第一章 国王裁判要求への道

一 一六四八年十一月七日——セント・オールバンズから——

夏に捕らわれの国王を支持するスコットランド王党派とのあいだの第二次内戦に勝利した議会軍は、一六四八年十一月七日、ロンドン近郊のセント・オールバンズで会議を開いた。その様子を伝える『セント・オールバンズの総軍会議における陳述と協議』<sup>(15)</sup>（以下『陳述と協議』と略記）と題されたパンフレットが出版されている。ここでは、十一月八日付の記事として、「はじめに主張するべき事柄は今のような方法での軍の宿営〔民家への無償宿営〕であり、「支払なしでは軍が厄介になっている場所に負担をかけないのは不可能であるため、彼ら〔軍士官ら〕は、兵士への支払いを確実にする

確かな提案を必須と心に抱いた<sup>(16)</sup>と書かれている。翌日九日の部分でもまた無償宿営と支払要求について触れられ、十日の部分ではじめて王党派に対する裁判要求が見られる。それは次のように書かれる。

……さまざまな演説が軍の諸大佐によってなされ、次のように宣言された。彼らはこの王国がふたたび平和と友好のうちに栄える状態に戻るのを見ることのほか、また、国王と人々の心が愛の三重のきずなで結び合わされ、いくらかの事柄が先の提案に応じて動かされ、〈義務不履行者〉〔Delinquents / 王党派に対する蔑称〕たちが裁判にかけられることのほかには何も望まない<sup>(17)</sup>。

文面を読むかぎり、ここで要求されているのはあくまで王党派に対する裁判であり、国王は弾劾されていない。翌日十日の部分には、会議で読み上げられた「リッチ大佐と彼の連隊およびその他の名」による「ある請願」として十三項目の要求が載せられている。そこではじめに置かれるのは「はじめと先の戦いにおけるすべての扇動者や発案者や首謀者たちに対して速やかで偏らない裁きが下されること<sup>(18)</sup>」であり、複数形で表わされる「扇動者や発案者や首謀者たち」に国王が含まれるかどうかははっきりとしない。

要求の二番目に「レインバラ大佐殺害についての取り調べがなされること<sup>(19)</sup>」が挙げられ、七番目から十三番目までにかけてで〈義務不履行者〉から差し押さえた財産によって軍への未支払給与が出されるよう要求するこの十三項目は、『軍内数連隊からの請願』<sup>(20)</sup>〔以下『請願』と略記〕と題された十一日付のパンフレットにも同じく載せられている。軍会議の模様を軍の外に伝える——といったかたちをとる『陳述と協議』に対して、軍内の諸士官から議会軍総司令官フェアファックスに宛てた請願だとタイトルページで伝えるものである。この『請願』に載せられた十三項目は、順番も内容も『陳述と協議』の十一日付の部分にあるそれらとほぼ一致している。

この、議会軍の中でもおそらく急進的と思われる「諸士官」からの十三項目の要求は、同じ時期のその他の出版物の上でも目にする事ができる。まず、ニューズブックと呼ばれる主に国内ニュースを扱う週刊の定期刊行物では、十一月十四日火曜発売の『モデレイト』と『キングダムズ・ウィークリ・インテリジェンサー』、そして十五日水曜発売の『パーフェクト・ウィークリ・アカウント』の三紙が諸項目をそのまま載せ、十六日木曜発売の『ル・メルキュール・アングロワ』が仏訳を掲載している。また、「陛下の最終抗議および慈愛ある伝言」<sup>(22)</sup>と題される十一月十六日以降に出されたパンフレットも、「軍の宣言・ワイト島の国王陛下について」と銘打って同じ十三項目を載せている。

十四日発売の二紙のうち、『モデレイト』のほうは、このとき出版許可官をつとめていたマボットの編集によると目される「レヴェラーズの代弁機関」<sup>(23)</sup>のようなニューズブックである。王党派に殺されたレヴェラーズ指導者であるレインバラ大佐殺害の取り調べを要求の二番目に挙げる『請願』は議会軍の中でもレヴェラーズに近い諸士官によって出版されたものと考えられるため、同じ要求が『モデレイト』にも載せられていることは自然に感じられる。しかし、同じ日に出た『キングダムズ・ウィークリ・インテリジェンサー』のほうは、第一次内戦以前の一六四三年一月に現われてから国王の処刑を越えて四九年十月まで生き延びる数少ないタイトルのひとつであり、このときには国王との交渉を進める現議会のやり方をむしろ支持している。同じく息の長かった十五日の『パーフェクト・ウィークリ・アカウント』もやはり議会と近い<sup>(24)</sup>。パンフレット『陛下の最終抗議および慈愛ある伝言』は、題が示すとおり、交渉での国王の譲歩を賛美するといった内容のものである。現議会寄りの定期刊行物と国王寄りのパンフレットのそれぞれが、『請願』や「レヴェラーズの代弁機関」から項目を引きうつしていたようである。なお、この『陛下の最終抗議』のページ目から三ページ目にかけての「陛下の伝言・十一月十六日に議会両院にて朗読および討議」と題された記事は、ほぼ同じものが、一八日付のパンフレット『軍の新たな抗議と宣言・国王陛下と王太子に宛てて』<sup>(25)</sup>の三ページ目にも「陛下の最後で最終的な同意・十八日土曜に両院にて討議」として見られる。

他からの、とりわけ意見の異なる陣営からの情報にも手を加えずそのまま伝えている——という体裁は、それが客観的な情報であるという印象を読み手に与える効果があるように思う。「請願」の諸項目をそのまま載せた『モデレイト』を除くニューズブック二紙とパンフレット一紙はみなこのときの議会と国王との交渉が実ることを支持し、とりたてて何かを攻撃する態度は取っていない。これらに対して、一五日発売の王党派紙『メルクリウス・エレンクティクス』は、「今セント・オールバンズで開かれている軍の大会議」について次のように表している。

そこで、レヴェエラーズは先に両院と彼らの將軍とに提出したもろもろの請願を受けとって討議している。国王に背を向けて交渉に反対し、処刑や諸個人を処刑することを企てながら。はじめに陛下が彼らの怖れの主要な対象物とみなされる。彼は王であり生まれながらに威厳を秘めている。……〔中略〕……彼は人々の心を惹きつけて、彼ら〔レヴェエラーズ〕の協定の基盤を損なって吹き飛ばしてしまうだろう。ゆえに彼ははじめに裁かれて殺されなければならないと。<sup>(26)</sup>

主にウォートンの編集によるという『エレンクティクス』は、第一次内戦終結後の四七年後半、つまり国王軍が現実の戦いに敗れたあとに現われて議會を苛立たせた王党派紙のひとつである。<sup>(27)</sup>ここでは引用は見られず、軍會議に集ったものすべてが「レヴェエラーズ」とひと括りにされた上で、「彼らは国王を殺そうとしている」という大胆な警告がなされている。さかのぼって、軍會議に先立つ十月十八日に出された『軍の諸士官と兵士たちによる規約と告発』<sup>(28)</sup>は、「彼〔国王〕にこれらの耐えがたい戦いにおける流血について咎があることは、議會のはじめの提案への先の合意における彼自身の告白によって明らかである」と<sup>(29)</sup>と非難し、「罪のない血を流した首謀者に対して」裁きを要求している。このように、「流血の罪」で国王を裁けというほのめかしは、出版物の上ですで見ることができるとは、だが、「国王を殺す」という表現は裁きを求

める側がおおやけにした文面には見られないものである。

二 一六四八年十一月二〇日 —— Remonstrance of the Army ——

セント・オールバンズに集った兵士や士官たちからの要求と題する出版物は他にもいくつか見られる。十一月十一日付の『セント・オールバンズ司令部からの手紙』<sup>(30)</sup>、十五日付の『ロンドン市民に宛てた軍の抗議』<sup>(31)</sup>、十八日付の『軍の新たな抗議と宣言・国王陛下と王太子に宛てて』などである。表題を見るとおり「何に宛てて」というスタイルを取るかはまちまちであり、軍内のどの党派の意志を映したものかもそれぞれ異なっているが、これらに共通するのは、現議会が進める国王との交渉に——あるいはそのやり方に反対し、内戦の責任者たちへの裁きを求め、兵士への未支払給与が払われることを求めている点である。

軍会議の模様を伝える『陳述と協議』は、後半部に、総司令官フェアファックスが軍事委員会に送った手紙の内容として切々とした文章を掲載している。「軍諸士官らの集いを持ったところ、王国への多くの圧迫についての彼らの悲しい憤りが懸念されます。とりわけ無償宿営について。彼らは（そして、誠実に彼らの采配に従った指揮下の兵士たちは）自分たち自身にとってさえ重荷になっています」と訴え、「軍は宿泊の支払を与えられない」ために、議会が速やかな対策を取ってくれるようにと求めるものである。<sup>(32)</sup> この「將軍からの十一月九日付のセント・オールバンズからの手紙」は十三日に下院で読み上げられ、翌日十四日には「余分な兵力を解散し、諸連隊を以前の定員まで減らし、無償宿営を廃することを熟慮するための」委員会からの報告がある。<sup>(33)</sup>

また、「ロンドン市、ウェストミンスター、サザークおよび近隣地域内の諸区と諸教区にて朗読かつ出版」されたとタイトルページに記す『ロンドン市民に宛てた軍の抗議』は、一ページ目で、軍に浴びせられる「偽りの厭わしい中傷」に対

する弁明として次のように「宣言」している。

我々〔軍〕は宣言する。我々の心は、權威や政府の覆しに向かう考えや行いにはみじんもとらわれていないと。……〔中略〕……また、国王と議会のあいだでの現在の交渉に対しては、妨げも口出しもしないだろうと。ただ、将来の安全が請けあわれ、未支払給与が払われ、王国の大きな重荷が取り払われ、信仰が落ちつき、臣民が王族から代表者たちからであれあらゆる専制や圧迫から解放されるのであれば<sup>(34)</sup>。

ここで言われる「偽りの厭わしい中傷」とは、まさしく『エレンクティクス』のような物言いを指しているのだろう。この記事は十一月十五日付である。三日後の十八日土曜に会議は締めくくられる。十八日付のパンフレット『軍の新たな抗議と宣言・国王陛下と王太子に宛てて』が、「〔軍会議は〕<sup>(35)</sup>」ここで討議された兵士たちの陳情抗議と切望とを、両院の承認をもとめてすみやかに送るつもりであるという」と、最終ページを結んでいるように、ここで出たさまざまな要求は、『フェアファックス卿およびセント・オールバンズの総士官会議からの抗議』<sup>(36)</sup>——通称『軍の抗議』——としてまとめられ、十一月二〇日に下院へ提出されることになる。

この『軍の抗議』の主な起草者はクロムウエルの娘婿でもある兵站长官ヘンリ・アイアトンだと言われる。内戦の責任者としての国王の裁判をはじめて要求した文書とされるため、一六四〇年代末のイングランドの国内状況を記述する場合には必ず触れられるものの、文書そのものを中心に扱った研究は見られない。それまでの軍幹部の方針よりもレヴェラーズの考えに接近した「急進的」な性質の文書であるため、軍独自の声明というよりは、むしろ、前年のパトニ軍会議から国王処刑後の四九年五月にかけて繰り返しかえし出版されたレヴェラーズによる一連の文書との関わりについて論じられるこ

とが多い。<sup>(37)</sup>

また、一六四〇年代の混乱が君主制の打倒をめざすいわゆる「市民革命」とみなされていたころには、国王の裁判を要求する『軍の抗議』は、そのまま「国王の処刑をはじめておおやけに要求した文書」と考えられがちであった。しかし、近年ではむしろ、「独立派とレヴェラーズの同盟回復を堅持する一種のプロパガンダ」であり、君主制の廃止ではなく「一種の選挙王制を提案するもの」といった見方や、「国王の有罪を宣言してきわめて強い要求を求めるものではあるが……（中略）……その声明は国王の差し迫った死の前触れではなかった」とする見方が、より一般的である。なかには、「むしろ処刑の直前まで軍の指導者たちは、チャールズを説得し次子以下に譲位させるよう望んでいたとする、強力な証拠」<sup>(40)</sup>のひとつとさえする見解もある。いずれも、少なくとも文面では国王の処刑は要求されていないという見方である。

ここまで見てきたように、十一月十八日以前の出版物には、はっきりと「国王の処刑」を要求しているように読めるものも見かけなかった。では、セント・オールバンズでのもの「陳述抗議と切望」をまとめた『軍の抗議』も、必ずしも処刑を求めているように読めるのだろうか？ 仮にそうだとすれば、何を要求しているように読まれる可能性があるのだろうか？ 筆者自身も読み手のひとりである以上、その主観を一例として読み手の側の反応を押しはかることは不可能ではないだろう。次章からは、出版された『軍の抗議』の内容と、それに対する他の出版物の報じ方を追っついていきたい。

## 第二章 国王裁判要求

### 一 長い前書き

軍会議の要請によって出版されてロンドン市内二か所で発売されたとタイトルページに記す『軍の抗議』を見ると、はじめに気になるのはその長さである。七〇ページもある。四つ折り判八ページから十二ページ前後のものが多い「パンフレット」と見なすには長すぎるものだが、項目立てた箇条書きの要求は末尾の八ページにまとめられている。要約版がみな前半を割愛して六二ページ以降の諸項目のみを伝え、あとに挙げる反論者のひとりがこの長い前半部分を指して「六〇ページもが〈前書き〉に費やされている」と揶揄するように、具体的な提案は後半八ページに集約されているようにも思われる。だが、八割以上は具体性を欠いた「前書き」である。この長すぎる「前書き」には何か意味があったのだろうか？

「前書き」のはじめの七ページ強では、軍がこれまで議会の自主と特権を重んじてきたことと、議会が以前に国王との交渉の打ち切りを自発的に決議したのだということが主張される。第一次内戦に敗れた国王との「交渉打ち切り決議」は、約九か月前、議会による和解条件への国王の拒絶を受けて一六四八年一月十三日に下院で可決され、二日後の十五日に上院で承認されたものである。しかし、同じ年の四月から八月にかけてのスコットランド王党派との第二次内戦が終わる直前にあたる四八年八月二四日に撤回が決定され、翌月の九月十八日からワイト島ニューポートで議会と国王のあいだの交渉が再開されている。『軍の抗議』が主張するのは、このはじめの交渉打ち切りが断じて強制ではなかったという点である。この点は「前書き」全体を通じて繰り返かえし主張されていく。

そうして、交渉打ち切りについて軍の強制がなかったことが強調された上で、さらに、交渉は必要ないどころか害悪であるとして、議会が交渉を再開した事実が「懸念」というかたちで非難されてゆく。国王と王党派は *Salus Populi Suprema Lex*<sup>(42)</sup> を装い、議会内の派閥争いにつけこみ、公的な利益のためと見せかけて、国王との交渉だけをただひとつの対策として提案してきたのだと。そしてまた「ただ人々の安らぎのために、彼らを軍への税から解き放ち、王国に平和を定着させるのだと装ってきた」<sup>(43)</sup> のであり、大衆 [multitude] はそれに惑わされているのだと。

この交渉再開に対する非難と並行して挙げられるのが、未支払給与と兵士の無償宿営の問題である。交渉打ち切りが決議されたときの「あなたがた（議会）と王国がおかれた状況」について「王国じゅうが（まさに狂うほどの）不満に充ちていた。人々にとってはあまたの不安定な兵力の重荷と彼らによる無償宿営の圧迫のために。兵士たちにとっては支払の欠乏のために」とある。『陳述と協議』に見られた「フェアファックスの手紙」の訴えと似た表現である。

「我々は主に注意を払いたい。現在のあなたがたのケースで交渉によって彼（国王）を求めることの多大な危険と害悪とに」と、交渉に対する懸念が表明されたあとで、以下三ページほど、「共通の権利と自主性に関わる国家の公的な利益の概要」として、①できるだけ公平に選ばれた代表者からなる共通かつ最高の評議会が設けられることと、②その最高評議会がすべての国内問題についての最終判断権をもつことの二点が、簡条書きで挙げられている。これらとよく似たことは十一日付の『請願』の十三項目と十五日付の『ロンドン市民に宛てた軍の抗議』の十項目の要求でも求められている。②についてはさらに三項目に分けられ、その最高評議会がもつべき権力の至上性についてわりあい具体的な提案がなされている。

そうした至上の権力をもつ最高評議会の設置を、『軍の抗議』は、「国王たちやその他のものの専制と不正に反対」するためにと提案する。そして、「それらの公的な利益の問題に対して、この国王は（治世のあいだじゅう）反対してきた」として、「この国王」のこれまでの行動に対する非難のために五ページ強がつけやされる。非難の内容は主に、公的な利益に反する専制、内戦開始の責任、カトリック信仰の黙認、などである。

「この国王」への非難を表明したあと、論旨は次のようにつづく。第一に、「法に従って支配するための制限された権力を託され、人々の権利と自由を維持し保護する義務がある個人」が、託された権力を濫用して、絶対的で専制的な権力を求めた場合、そうした個人は託された権力を失い、人々は彼を裁くことができる。第二に、そうした個人が行う譲歩は偽りであり、解放されたならば再び無制限の権力を行使するだろうと。そのような個人は有罪である——と「我々」はいう。

……そのような行動（我々がまさに言うのは人の内でもっとも高い法に反するもっとも重い背信の咎についてであるが）をとる個人でなければ、あの不正な戦争を立案し、それに関して流されたすべての罪のない血を、また結果として、付随して生じたすべての害悪をもたらすことはありえない。<sup>(51)</sup>

内戦に際しての「流血の罪」が国王にあると、ここでは十月十八日付の『規約と告発』と同じほどはつきりと示されている。この部分は一見「この国王」に対する率直な断罪のようにも思われるが、実は同じページに次のような文言がつづいている。

もし彼がそうした行いをとらなかったか、あるいは、彼が行ったことは彼自身の権力願望への利害関心のためでもなく、人々の公的な利益に反するものでもなかったと公正に申し立てて明らかにできるのならば……（中略）……彼は裁判で無罪を告げられ、罪と責めとは与えられるべきところへゆく。<sup>(52)</sup>

なお、この部分は、要約版ではいずれも触れられていない。このように裁判で国王が無罪になる可能性を仄めかしたあとで、「我々」は、つづく八ページ弱で、一転して、武力によって服従させられた王族の譲歩を信用することの危険性と、交渉における国王の譲歩が欺瞞であることへの懸念とを繰り返かえし、最高権力の在り処がはつきりとしないうまま協約が成立すれば国王はたやすく不履行にできるとして、ふたたび現在の交渉に対する危惧をあらわにする。国王による協約の不履行への危惧と並んで「我々」がとりわけ懸念するのは、交渉が成立したあかつきに国王が「人々」の歓迎を受ける可能性についてである。

国王は、長く慈悲深く和平を求めたという（人々のあいだの）世評と共にやってくる。……〈中略〉……そしてまた、あなたがたが極めて長く和平を拒み、ただ独断的な提案だけをしつこく彼にすすめて、ついには認めさせたのだという世評と共に。<sup>(54)</sup>

国王がそうして戻ってきた場合、専制に抵抗して公的な利益を守るために議会は諸税を維持して武力を保たなければならず、「まるで彼ら（人々）を虐待したかのように」<sup>(55)</sup>人々の憎しみを受けることになるだろうと、「我々」は主張する。こののち六ページほど、議会内での分裂と派閥争いが国王に利用される危惧が示されたあとで、「彼の復位のあとの場合」<sup>(56)</sup>の対策として、現議会の解散と国王の無処罰特権の否定とが提案される。議会解散を要求する理由としては、議会の更新と選出の問題について交渉になんの対策も提出されていない点と、そのために国王が戻ったあとには議会に終止符が打たれるか、国王の後見権のもとでうわべだけ存続することへの危惧があげられる。

国王の無処罰特権の否定とは、すなわち国王への裁判要求である。すでに手中にある国王を罰さない議会に対して、「我々」は「何をしようと処罰から免れる特権をもつ諸個人を罰する権力なし」<sup>(57)</sup>では公的な利益は保たれない——と警告する。また、今回彼を処罰から免除することによって、「あなたがた」は「彼とその子孫たちに対してほとんど永続する免除をおおやけにしようとしている」<sup>(58)</sup>と。

国王に対する処罰が必要な理由として次に挙げられるのは、「手先たち [instruments]」のみを罰して「かしら [head]」の特権と無処罰性をそのままにするのは安全保障からほど遠く、また、「かしら」に命じられて任務を行った「手先たち」も無処罰を期待する危険がある——という点である。

国王とその（手先たち）に対する処罰の要求のあとで、議会の交渉打ち切りが自主的であったことと、軍の強制でも圧

迫でもなかったことがふたたび繰り返かえされてから、以下の七ページ強が、「国王の身柄とその權威を保つべく努めるよう永続的に義務づけるものとしての〈契約〉<sup>(59)</sup>」に対する異議申し立てに費やされる。もしも〈契約〉をそのように考えた場合には「安全保障」のためには国王との交渉のほか道がないものの、本来〈契約〉はなにより「信仰の問題と公的な利益」<sup>(60)</sup>のために結ばれるものであり、国王個人の權威を保つのはそのあとにくる問題であって、信仰と自由を保つために国王と対立することは〈契約〉に反する行動ではないと力説される。

ついで、「前書き」の最後にあたる六〇ページから六一ページにかけて、現在の交渉に反対するという主張がまたも繰りかえされる。「我々」は、もつとも好ましい道として、議会が「このよこしまで極めて危険な交渉」をこれ以上進めずに、「ここに挙げた基盤にもとづく国王ぬきの、国王と対峙する王国の安全保障を設けるよう進めてくれること」<sup>(61)</sup>を挙げるもの、もしも敢えて交渉の方法をとるのなら、「少なくともそれにもなう主な毒液と損害を確実に避けてくれるように切に望む」<sup>(62)</sup>ともつづけている。

以上が「前書き」にあたる部分である。つづく六二ページから、項目分けされたやや具体的な提案の部分がはじまる。

### 三 項目分けされた提案

六二ページ以降の提案は、すぐさま行われるべき内戦の処理についての五項目と、そののちの議会解散についての二項目とに分かれる。<sup>(63)</sup>

すぐさま行われるべき処理としては、①「国王その人[Person of the King]」に対する裁判が行われること、②王太子とヨーク公に対する出頭期日が設けられること、③相当数の国王の主要な〈手先たち〉に同様の処罰が執行されること、④残るイングランドの〈義務不履行者〉にも出頭期日が設けられ、罰金および示談金が課され、一定期間選挙権その他が

奪われること、⑤以上の示談金と罰金が兵士たちの未支払給与その他のために使用されること、の五点が挙げられている。はじめに置かれた「国王への裁判要求」は次のようになされる。

我々の苦難の最大の立案者であり、彼の委任と命令、あるいは周旋によつて、ただ彼の利害関心のためだけに戦いと苦難を引き起こした国王その人は、彼に罪がある裏切りと流血、損害のために、すみやかに裁判にかけられるべきである。<sup>(64)</sup>

この文言は、要約版やその他『軍の抗議』の内容を報じるパンフレットのたぐいでは、ほぼみな冒頭に引用されるものである。しかし、すぐ前にある「主要な者 [principal] の裁きを要求することは、共犯者たちすることに劣らず、たしかに相応しいことのように思われる」という一節は、総じて報じられていない。

次にくる王太子とヨーク公に対する出頭要求は、さらに三つの項目に分かれ、彼らの今後の扱いや「王家の歳入と財産」の仮差し押さえなどに言及している。『軍の抗議』が君主制の廃止を要求してはおらず、むしろ「次子以下への譲位を望んでいた」<sup>(66)</sup>のではないかと、たしかに感じさせる内容である。

そして、③から⑤にかけての項目では、王党派に対する処罰の要求と「未支払給与」の支払い要求とがみ合わさっている。

そのようにしてすぐさま処置を済ませたあとで現議会は解散せよ——と『軍の抗議』はつづける。はじめにくるのは、I・現議会解散のために一定の期限が設けられることであり、ついで、II・その後の議会についての提案がなされる。

IIのその後の議会については、まず、「一年ごと、もしくは二年ごと」<sup>(67)</sup>に確実に開かれることが挙げられ、そのための

対策として、呼集・開会・閉会が確実に行われること、下院のための選挙権が再分配されること、議会の権利や王国の利益と対立したものが一定期間選挙権・被選挙権を奪われること、選出された代表団体に最終判断権その他の最高権力が委ねられること、の四点が挙げられている。また、それらに加えて、こうした選挙によってえられた代表団体に對する国王の拒否権が否認されることが、あらためてつけ加えられる。

この部分は、「前書き」の一四ページから一五ページ目で挙げられた最高評議会の設置に関する内容をほぼ繰り返している。項目の最後に加えられた国王の拒否権の否認については、次のように表わされる。

これ以後は、人々の選挙により、人々からの信託により、彼らの代表者たちに基づくもの以外は、いかなる国王も認められず、前述の代表者たちや議會下院に對する拒否権と否認権も認められない。<sup>(68)</sup>

この部分は「一種の選挙王制の提案」<sup>(69)</sup>ととれないこともないが、下院の選出についての項目に組み込まれていることを考えると、人々の代表団体の承認を受けた国王を認めるといった程度の意味合いと考えるほうが、むしろ自然かもしれない。項目分けされた提案は以上である。

#### 四 『軍の抗議』の要求

以上の文面では、「国王の裁判」ははっきりと要求されているものの、「国王の処刑」という言葉はたしかに含まれていない。繰り返しかえされるのは、何よりも「交渉反対」の一点であり、明言されるのはあくまで裁判の要求である。「主要な者の裁きを要求することは、共犯者たちにすることに劣らず、たしかに相応しいことのように思われる」ために、「我々」

は国王の裁判を要求する。また、「前書き」の部分でも、「(かしら)を罰さないと、彼に命じられて任務を行った(手先たち)も無処罰を期待する危険がある」と懸念を示している。

このように、『軍の抗議』に見られる国王に対する裁判の要求は、同時に、彼の(手先たち)や(義務不履行者)たちに対する裁きと処罰の要求と結びついている。彼らに対する処罰の内容は主に「罰金と示談金」や「選挙権・被選挙権の剥奪」であり、さほど血生臭い表現は使われていない。そして、その「罰金と示談金」を「兵士たちの未支払給与に充てる」という要求がなされている。

あいだに「王党派の裁判要求」を挟めば、一見つながりが薄く思われる「国王裁判要求」と「兵士への給与支払要求」は決して無関係ではなくなる。先に挙げた十月十八日の『規約と告発』の一ページ目から二ページ目に載せられた「軍の宣言」——これは、『軍の抗議』の起草者であるアイアトンの連隊からフェアファックスに提出されたものだ——では、まず「議会への切望」として、「先の反乱の考案者や促進者のような諸個人」に対する裁判が四項目にわたって要求され、ついで、「軍が速やかに支払いを得ること」と「耐えがたい無償宿営の重荷がただちに取り払われること」が要求されている。<sup>(70)</sup> 十一日付の『請願』では、後半で、「軍への支払いのための課税ができるかぎり少なくされ、その分の埋め合わせが新旧の(義務不履行者)の財産から捻出される」<sup>(71)</sup> ようにと念が押されている。

議会が進める交渉によって国王およびその支持者たちがしかるべき裁きを受けることなく戻ってくることには反対する。そして、兵士たちへの未支払給与のための速やかな対策を求める。これらの主張は、もちろんそれらをまとめた結果である『軍の抗議』の文面にも見ることがができる。読み取れるものはそればかりではない。前章で見てきた軍内からのそれぞれまちな「陳述抗議や請願」の内容を彷彿とさせる部分は、長い六〇ページの「前書き」のそここちにちりばめられている。請願者たちは自分らの主張をそれぞれ読むことができたかもしれない。

また、「前書き」の二三ページ目で述べられた国王に対する断罪めいた一節につづく「もし国王が行動を弁明できるな

らば、彼は裁判で無罪を告げられ、罪と責めとは与えられるべきところへゆく」という部分を指して、ケルシーは、この部分を読んだ国王支持者の中で、少なくとも一人は「抗議の真の標的は国王ではなくウェストミンスターの長老派だと信じた」と指摘している。そのような部分を特に重んじて読めば、たしかにそう読むこともできるだろう。議会解散後の選挙権の再分配などの提案に多くのページ数がさかれている点を重んじれば、「独立派とレヴェラーズの同盟回復を堅持する一種のプロパガンダ」と取ることもできる。六〇ページを越える長い「前書き」は、すっきりと項目だてられた要求とは異なり、読もうと思えばさまざまな読み方ができる。共通して確実に読みとられるのは、軍が兵士たちの給与支払いを求めていることと、国王の裁判を経て「罪と責め」をしかるべきだれかに負わせたがっていることの二点のみだろう。それをだれととるかはその読み手の自由裁量に委ねられている。

### 第三章 要求への反応

前章で、出版された『軍の抗議』の内容を鑑みた結果、その長い「前書き」の部分は敢えてさまざまな読み方の可能性を残しているのではないかとという推論に至った。本章では、この『軍の抗議』の内容が、その他の出版物ではどのように報じられているかを見ていきたい。

#### 一 第一報 —— 二〇日から二七日 ——

十一月二〇日月曜に提出された『軍の抗議』についての討議を下院は「次の月曜日」まで日延べし、依然として国王との交渉を進めようとしている。<sup>(73)</sup> 二一日火曜発売のニューズブック『キングダムズ・ウィークリ・インテリジェンサー』は、

二〇日の「軍からの長大な抗議」について次のように報じる。

下院はこの日、無償宿営の重荷の取り払いについての討議を決意した。諸地方からきわめて歓迎される仕事である。しかし、軍からの長大な抗議あるいは宣言によって妨げられてしまった。エヴァース大佐と他二名の中佐およびその他多くの指揮官たちによって提出されたものである。主な項目は、だれであれすべての（義務不履行者）に対して偏らずに裁きが執行されることと、現在の議会の解散とあらたな召集のための期限がもうけられること、議会への十分な奉仕をしたものすべての未支払給与が偽りなく支払われることである。<sup>(74)</sup>

国王に対する裁判が要求されていることはここではまだ報じられていない。翌日二二日水曜発売の『パーフェクト・ウィークリ・アカウント』は、「抗議」の諸項目」として六二ページ以降の内容をそのまま載せている。<sup>(75)</sup>

また、独立派の聖職者ウォーカーの筆による二四日金曜発売の『パーフェクト・オカレンシズ』<sup>(76)</sup>と、二七日月曜の『マーティン・ナンセンス』<sup>(77)</sup>の二紙は、どちらも「以下につづく（抗議）の諸項目」として、六二ページ以降の内容の前に「前書き」の要約のような二ページ半ほどの同じ文章を掲載している。これらは議会寄りのニューズブックである。また、軍幹部と近い『モデレイト・インテリジェンサー』<sup>(78)</sup>も、二三日木曜の紙面で、「上院ではなく下院にもたらされた軍からの長大な宣言」として、先の二紙とは異なる要約のために約一ページ半を割いている。

一方、マボットによるレヴェラーズ寄りのニューズブック『モデレイト』は、二二日火曜発売の紙面で、下院が討論を延期したことについて「そのときまでに王国の主要な扇動者と彼ら自身のあいだで交渉が同意されるだろう——と、彼らは確信している」と、皮肉に評し、さらに次のようにつづける。

……彼ら〔議会〕は確信しているのだ。彼〔国王〕が玉座とロンドンとに、名誉と自由と安全とともに再び戻ってくるだろうと。国王が速やかに裁きかけられ、交渉が解かれ、議会に期限がもうけられることを『抗議』が切望しているにもかかわらず。<sup>(79)</sup>

『モデレート』が報じるとおり、『軍の抗議』の文面では、たしかに、国王が裁きかけられ、交渉が解かれ、議会に期限がもうけられることが要求されている。報じ方や、どこにより注目するかに差はあるものの、これら六紙は少なくとも文面に書かれていないことは報じていない。

しかし、前の週に軍会議を評して「国王を殺そうとしている」と報じた王党派紙『エレンクティクス』は、二二日の紙面では、『軍の抗議』を「レヴェラーズの長大な抗議」と呼び、その主題は「陛下と、交渉と、交渉のための最近の両院のやり方」に反対して、議会内や市内や国内にいる「先の暴動の立案者や教唆者たち」に対する裁きを求めるものだとし、そのあとに、国王がカリスブルック城で軟禁されたことを挙げて「私は〔軟禁は〕彼らの意図だと確信している」とほめかしている。<sup>(80)</sup>

また、同じく二二日付の『ロンドン市民からの国王に関する宣言』と題されたパンフレットは、『軍の抗議』の要約のうちろくに「ワイト島からの手紙」という記事を併せて掲載する。<sup>(81)</sup>そこで伝えられる「陛下は言われた。軍が彼に対する願望を、彼の貴い血を流すことで実行するならば、さまざまなる願望がそれにつづくのがおそろしい」という言葉<sup>(82)</sup>が本当に国王によるものであるかは確証できないものの、国王に対する裁判要求の項目を冒頭にすえる要約の直後に「国王の恐れ」を併せて伝えることの狙いは明らかだろう。同じような「恐れ」は、『先の軍の抗議に関する陛下の宣言』と題された二三日付のパンフレットにも見られる。そこでは、議会で朗読された国王からの言葉として次のような内容が伝えられている。

……私はこの荒れはてて乱れた時代にあつて、ここからの旅立ちの前に、あなたがたに告げよう。押さえつけられ嘆きにくれる私の心に生じた悲しく重い沈思——朕の王たる身柄および家族に対する軍の声明と判決、そして、告発という方法によつて朕を訴えようとする彼らの決意のために起こされた沈思を。だが、私は祝福された詩篇作者と、そして辛抱よく耐え忍ぶものとともに言おう。あなたの御心を行わしめたまえ、主よ、わたくしではなく。そしてわたしの望みを主の望みに従わせるべくつとめよう。そうすれば私は堪えて受けられるかもしれない。十字架とキリストの徴とを、あらゆる難儀と試練、そして何であれすべての苦難においても。<sup>(83)</sup>

これは「恐れ」というより「嘆き」かもしれない。「処刑」という言葉こそ使われていないものの、明日にも断頭台に引かれていられるかのような詠嘆である。同じ出版者によつて十一月十六日に出された『陛下からの最終抗議および慈愛深き伝言』ではこのような「嘆き」はまだ見られなかった。『軍の抗議』の意図が何であれ、王党派の諸出版物の上では、それは「国王を害そうとしている」と報じられているようである。

二 第二報 —— 二七日から十二月六日 ——

下院で日延べされていた討議は、二七日の月曜、またしても「つぎの金曜日」に先送りされる<sup>(84)</sup>。先に挙げた『マーティン・ナンセンス』が二七日の号に、また、『キングダムズ・ウィークリ・インテリジェンサー』が二八日発売の号に六二ページ以降の項目を掲載しているように、定期刊行物のいくつかはこの週『軍の抗議』の具体的な内容について報じている。二八日火曜に発売された王党派紙『メルクリウス・ブラグマティクス』は、「見当ちがいでたいくつな繰りかえしによつ

て実に引き伸ばされた」軍からの抗議の内容として次のようなことを伝える。

彼ら〔軍〕は議会の基盤となる体制と王国の本質とを打ち壊し、国王と議会双方の破滅をめざしている。そのために彼らは、両院を人々の憎まれ役に変えるにちがいないぞっとする行いをさせようと努めている。彼らが〔義務不履行者〕と呼ぶものたちに対するのと同じくむごたらしい国王に対する「父殺し〔Parricide〕」、すなわち、他のものと同じように彼を公の処刑に至らしめることによって。<sup>(86)</sup>

『プラグマティクス』は、「あなたがたを〔長い文書を読むという〕労役から救うために精粹だけを提供しよう」と前置きをして、『軍の抗議』からの直接の引用はせずにその「内容」を伝えている。そして、軍が国王の裁判のみならず処刑をも望んでいるという。同じように、二九日発売の『エレンクティクス』もまた、第一ページ目のはじめで「昂った連中が現在の国王を退位させて殺し、彼の子孫から相続権を奪おうと決意している」と報じている。

王党派の二紙が書き立てる「国王の処刑」は、実際の『軍の抗議』の文面からは読み取りにくいものである。だが、ここに『プラグマティクス』のほうは、内容を引用ではなく要約するという体裁をとって、あたかも『軍の抗議』がそれを要求しているかのように報じる。

この『プラグマティクス』の編集者ネダムは、同時代にもっとも広く読者を得た報道出版者の一人であるといわれ、一六四八年の時点では王党派の立場を取っているものの、内戦のはじめの一六四三年の夏には、議会派の週刊機関紙『メルクリウス・ブリタニクス』の執筆者あるいは編集者に任じられていた。『ブリタニクス』時代のネダムの報道の傾向は、当時の議会の主流派よりかなり急進的で、レヴェエラースの指導者リルバーンに好意的な論評をくりかえし、国王に対する個人攻撃さえ行うようなものだったといふ。<sup>(87)</sup>しかし、第一次内戦後の交渉のさなかにあたる一六四六年五月に『ブリタニ

クス』紙上で、チャールズは暴君であり、両王国を故意に争わせようとつとめた……等と記述したために、上院によって二週間フリート監獄に投獄され、二〇〇ポンドの罰金とともにパンフレット執筆禁止を約束させられた一年後に、一転して、国王の許しを得て『プラグマティクス』を刊行することになる。なお、彼は、四九年一月の国王の処刑のちにふたたび陣営を変えて共和国政府のプレス・エージェントとなる<sup>(88)</sup>。こうした経歴の人物が何を考えていたのか推し量るのは難しいだろうが、一六四八年の時点では、『ブリタニクス』のときは逆方向に過激な表現を見せる王党派紙の報道者である。週刊紙上で『軍の抗議』について報じるにあたって「処刑」という言葉を用いたネダムは、四八年十一月二八日までに、『軍の抗議』に対する反論として、「Merc Prag」の筆名で二八ページのパンフレット『王と王国のための歎願』を出版している。

この『王と王国のための歎願』は、はじめに、交渉打ち切り決議は議会の自由意思であり軍の強制はなかったという『軍の抗議』の主張に対して、軍の強制力が失われた第二次内戦下で行われた決議の撤回こそが議会の自由意志であったと反論し、「もしもあなたがた〔議会〕がこの抗議の目論見に反対を宣言したならば、彼らはこの機会を捉えてあなたがたを議院からパージし、同じほど不公正な選出の方法を使って、あなたがたの位置に他のものを置くだろう<sup>(89)</sup>」と軍による下院のパージを警告している。また、主に九ページ目で、「国王の処刑」という表現を繰り返かえし用いている。

……彼ら〔軍〕の悪意はさらに進み、彼〔国王〕の神聖な身柄を公判にかけ、処刑するというまでに至る。それなしでは（と、彼らはいう）王国の公的な正義は満たされず、流血と強奪は償われず、神の怒りは宥められないと<sup>(90)</sup>。

また、後半部には、軍が国王の処刑によって「君主制に致命的な打撃を与えること<sup>(91)</sup>」を意図していると書かれる。

『抗議』によって国王の裁判を要求する軍は、まさしく、君主制の崩壊を意図し、ある種の軍事民主制形式の政府を建てようとしている。そこでは古い法は廃止され、剣によるものだけが生きのこるだろう。<sup>(92)</sup>

『軍の抗議』からのそのままの引用を含まない『プラグマティクス』と異なり、『王と王国のための歎願』は、引用や内容の要約を多く掲載している。そして、それらのあいだに、さも『軍の抗議』にも書かれているかのように「処刑」という表現を滑りこませている。軍が議会をバージし、国王を裁判にかけて処刑し、「剣」によって専制を行おうとしている——と、効果的に警告しようとしているかのようなのである。じっさい、文書の後半部ではつぎのような警告がなされる。

〔議会を解散し人々の手に権力を戻せと彼ら〔軍〕は言う。〕それは、彼ら自身と彼らの派閥へ渡せということである。ただ彼らだけが「人々」なのだろうから。しかし、イングランドの人々は、国王がすべての権限から除外されている今、軍事専制に対する今や唯一の防波堤である両院におけるもの他には目に見える権威がなにも残っていないことを、よく考慮して欲しい。<sup>(93)</sup>

『王と王国のための歎願』は、じっさいには必ずしも処刑を要求しているとは読めない文書の内容を報じるにあたって敢えて「国王の処刑」という強烈な表現を用いることで、軍による下院のバージとそれにつづく「軍事専制」に対する警告を効果的に行おうとしているようにも感じられる。そして、事実バージは起こる。

十一月末日の木曜日、下院は『軍の抗議』を「今この院で処理するか否か」の決をとり、否決された結果、未支払給与を払って満足させる方針で軍事委員会に対処を委ねる。<sup>(94)</sup>『軍の抗議』から読み取れるもうひとつの要求、国王とその（手先たち）に対する裁判要求を、彼らは重んじていない。六日後の十二月六日、軍は、依然として交渉を進めようとしていた長老派議員たちを議院から追う道を選ぶことになる。実行者の大佐の名を冠して「プライドのページ」と呼ばれる出来事である。

前の月の後半に『王と王国のための歎願』（以下『歎願』と略記）で示された『警告』はこうしていくぶん現実と重なる。おそらくはこのページのあとに、『軍の抗議に対する裁き』<sup>(95)</sup>（以下『裁き』と略記）と題された五二ページのパンフレットが出ている。議会派の聖職者セジュウィックの筆によるものである。第一次内戦期には従軍牧師として奉職し、一六四五年に上院議長マンチエスタ伯爵の任命によってイーリーの主教座教会の牧師となったという、一貫した議会派聖職者の経歴をもつセジュウィックの『裁き』は、不特定多数の読み手に対して「あなたがた」と呼びかけて警告を発する『歎願』と異なり、「あなたがたⅡ軍」というかたちで「忠告」を行っている。こちらの文面には「国王の処刑」や「君主政の崩壊」といった表現は見られないものの、「公的な利益のため」「人々のため」という軍の主張に対する反論は、ネダムの方法と同様である。

あなたがたは、自分たちの利害関心と公的なそれをひとつのものとしてしている。それらはきわめて異なるものである。……（中略）……あなたがたが我々に申し出ているのは、公的なそれだけでなく、あなたがた特定の利害関心である。<sup>(97)</sup>

と、『裁き』は指摘する。また、国王の譲歩が見せかけであるとの軍の見解に対しては、内戦を戦った両陣営の双方に罪があるとしながらも、すでに服従し譲歩しているものをさらに追いつめる方法は「キリスト教徒的でない」として、現在の軍のやり方を非難している。国王は交渉によって譲歩し、権利を手放すことで和平を求めているのだから、それを「見せかけ」と疑う軍のほうにより非があるという論法である。また、この『裁き』は、『軍の抗議』の提案者の動機と手段をはっきりと区分して指摘している。

あなたがたの意見が変わったのは未支払給与の充足のためである。ここではわずかしか触れないものの、これが主な推進力である。もしもあなたがたが相当金額の未支払給与を得ることができ、自分自身の安全と静かな生活を約束してくれる理性的ではっきりとした根拠を得られるならば、あなたがたは甘んじて多くを断念し、鎮まることだろうと、私は信じている。<sup>98</sup>

軍が和平交渉に反対する動機は、未支払給与の支給と、和平成立後に予測される「国王の復讐」に対する彼らの恐れであり、国王とその支持者に対する裁判要求は、恐れが動機となって意図された復讐と権力掌握のための手段であるという見解である。『抗議』についての討議を先延ばしにしつづけたページ前の議会とよく似た見解だろう。

『軍の抗議』の語り手である「我々」が「兵士たち」のために未支払給与を求めると表現しているのに対して、『裁き』は「我々」と「兵士たち」をひとまとめに「あなたがた」と呼ぶ。そして、内戦の責任者としてしかるべきだれかに「罪と責め」を負わせよと要求する『軍の抗議』に対して、国王も議会も軍も戦争に関してはみな責任があると反論する。その上で『裁き』はいう。「現在の国王はあなたがたより正しい。なぜなら彼は苦難に耐えているのだから」<sup>99</sup>と。

この『軍の抗議に対する裁き』に対しては、同じ月の二〇日に「再反論」が出版されている。再洗礼派の牧師コリアによる『軍の抗議のための弁明』<sup>(10)</sup>（以下『弁明』と略記）と題された三二ページのパンフレットである。

執筆者のコリアはセジュウィックと同じく議会派の聖職者としての経歴をもつ人物だが、出身階層はセジュウィックよりも低く、内戦以前の経歴も彼ほどはつきりしていない。コリアは急進的な軍付の牧師の傾向によく合致した人物であり、一六四八年から四九年にかけては、レヴェラーズの反軍抗議には関わらず国王の処刑を支持していたという<sup>(11)</sup>。コリアによる『弁明』はセジュウィックの反論からの引用部以外『軍の抗議』の文言には触れておらず、完全版からあれ短縮版からであれ直接の引用は見られないため、この「抗議のための弁明者」が、『軍の抗議』原文を読んでいたかは分からない。また、「陛下が誉れへと戻ったときには、あなた〔セジュウィック〕はおそらく主教職か何かそれに類した地位の誉れを得ることだろう。彼が弱い状態にあるときに彼への忠誠を証し立てているのだから」といった表現などからしばしばセジュウィック個人に対する敵意が感じられるため、この支持論は、むしろ「軍のための弁明」と銘打ったセジュウィックへの反論が執筆の主眼であったと考えるべきかもしれない。

そのために、『軍の抗議』のためとして発される国王の処遇についての『弁明』の主張はじつさいの『軍の抗議』の主張とはいささか異なっている。「人の血を流したものは人によって血を流す。剣で殺したものは剣によって殺される。これは自然と国家の法であり、それ自体を保つために、神によってもたらされた原理である」と言い切る『弁明』は、「人々」や「公共の利益」ではなく「神」を後ろ盾として国王を断罪することにためらいがない。彼は軍による下院のページを擁護し、その前まで議会が行っていた国王との交渉を非難し、国王本人に対する断罪にも何ら迷いをみせない。

あなたは、国王が彼の権利を分かつのは難しいというが、人々と対立し、絶対的となることが彼の権利なのか？<sup>(12)</sup>

王族たちは人を騙すものであり、無制限で絶対的な願望を保とうと血に渴いているものである。そのような実例はこの国王がなにより多く示してきた。<sup>(10)</sup>

このように神を後ろ盾として「血を流させたもの」を断罪する一方で、この弁明者は自分の主張が「人々」一般に歓迎されるものだと考えていない。人々は王の下で安全に暮らすことを切望しているという『裁き』の主張に対して、『弁明』は、「それはエジプトの土地を逃れたときのイスラエルの子らの切望に他ならない。」と反論するのだ。『弁明』と『軍の抗議』との数少ない共通点は、自分たちをあくまで少数派と自覚している点だろう。しかし、「公共／公的な」という言葉をとる『軍の抗議』に対して、「神」に認められた行動の正しさをひたすらに肯定するコリアの主張はより単純である。『裁き』が非難する「利己的な自己保存」と「未支払給与への要求」という軍の動機については、『弁明』はなんら否定をしない。

「あなたは彼らの未支払給与への言及をひどく嫌うが」労働者は彼の賃金に値しないのか？ 彼はそれを得るための法に適った策を持たないのだろうか？<sup>(10)</sup>

軍が利己的だと非難する『裁き』に対して『弁明』はこのように問う。自己保存と未支払給与の確保が軍の行動の動機であることが、ここではむしろ全面肯定されている。コリアの『弁明』は、軍のためと銘打っているものの、やはり『軍の抗議』そのものとはだいぶ異なるようである。違いの要因には、『弁明』が『軍の抗議』そのものからではなく『裁き』に引用された部分を要約している点があるのかもしれない。交渉による和解が「公的な利益」に及ぼす危険について、『軍

の抗議」原文は次のように表現する。

かつて自由のために専制君主に対する戦いに従事した人々は、身柄を手中にしたときに彼をふたたび認めることによつて自由を回復し保持しえただろうか。(最初であれ最後であれ) 彼への従属や、自由のための彼との協約を拒んで認めず、彼の全家系とその血筋を理由に権利を主張するすべてのもの、もしくは、少なくとも彼個人を完全に拒絶し、追放し、退位させ、そして彼への裁きを執行することなしに。<sup>(108)</sup>

この部分をセジュウイックの『裁き』は、

あなたがたは次のことを知るべきである。すなわち、あなたがたの拠る暴力的な指針——国王への従属や彼との協約を拒んで認めず、彼の家系とその血筋を理由に権利を主張するすべてのもの、もしくは少なくとも彼個人を拒絶し、追放し、退位させ、そして彼への裁きを執行すること——は、あなたがたが得たものを保障せず、むしろ、それらを失わせる方法であり、王子たちをより烈しい道に向かわせるだろう、と。<sup>(109)</sup>

と引用する。同じフレーズが、さらにコリアの『弁明』によつて、

彼らが保障のために取る方法——すなわち、国王を退位させ裁きを執行することについて、あなたは、それは安全ではなく、むしろ失わせる方法であり、王子たちをより激しい道に向かわせる、命を惜しむものはそれを失う……<sup>(110)</sup>などというが、もし神がそれを救われるならば失われることはなく、王族たちの専制の致命的な失墜をお定めになるなら

ば、今行われていることで彼らが有利になりはしないだろう。<sup>(四)</sup>

と要約される。

『軍の抗議』の原文は「今までの類似した例ではどうだったか」という文脈で語られる内容であり、「国王たちや王子たち」についての一般論として問われている。「彼」を「国王」に置き換えたほか、『裁き』は原文に忠実な要約を行っているが、『弁明』の再引用は簡潔すぎるほど簡潔である。「国王の退位と裁きの執行」と、そこでは言い切られている。『軍の抗議』の提案者が敢えて残していたのかもしれないあいまいな解釈の余地は、ここにはみじんもない。

#### 四 十二月二十八日 —— 国王裁判決議 ——

軍によるパージの約三週間後の十二月二十八日、議会は反逆罪によって国王を裁くと決議する。議会は明言しなかったが、「反逆の罰が死刑であることはだれもが知っていた<sup>(五)</sup>」と、タブは評している。つづく成り行きは迅速である。七日後の一月四日、国王を裁くための高等裁判所の設置法案が下院の可決のみで法とされ、二十日から裁判がはじまり、法廷の権威を認めずに答弁を拒んだ国王は、四九年一月三〇日本当に処刑される。ふた月半前の十一月半ばに「彼ははじめに裁かれて殺される」と早くも書き立てていた『エレンクティクス』の「恐れ」や、『抗議』によって国王の裁判を要求する軍は君主制の崩壊を意図している」という『王と王国のための歎願』の「警告」は、ここに至って現実と重なり合うことになった。

内容から読むかぎり、十一月二〇日に出版されたときの『軍の抗議』は処刑を要求するものとはとりにくい。この時点ではのちの「国王弑逆者」たちにさえ処刑の意図はさしてなかったという見解もおそらく間違いないのだろう。しかし、

一部の出版物の上での過剰なほどの反応や、編集者の恣意による要約や、セジュウィックの『裁き』とコリアの『弁明』のあいだで引用が交わされるうちに変化してゆく様子などを見ると、「公共のアーリーナ」の上には、またべつの風潮があったように感じる。十一月半ばの時点で王党派紙が書き立てたとおり、議会はページされ、国王は処刑され、君主制は廃止される。まるで現実が表現を追いかけているかのよう。

ここで取り上げた例はあくまで言葉の上のものである。だが、言葉はつねに現実を映すばかりではなく、場合によっては先立って一人歩きをし、現実を言葉にひきよせる効力を持ちうるのかもしれない。名づけられない現象は知覚されがたい。揺れやすく漠然とした怖れや不安や期待は、それを向ける対象を表わす言葉を与えられることによって、限られた意味の範囲内に囲い込まれる。『軍の抗議』について報じる出版物の内容を眺めていくと、国王についての報道の中で、そうした「意味の囲い込み」が、このときすでに起こりはじめていたように感じる。軍会議の模様を報じる定期刊行物類に見られたように、諸出版物は党派を超えて互いを引用し合っている。そこにさまざまな意味を凝縮した「処刑」という言葉が落ちれば、波紋は表面のみならず水面下にも広がっていったことだろう。

もちろん、『軍の抗議』が出された直後にいち早く「国王の処刑」という表現を用いた出版物はごく一部にすぎず、セジュウィックに対するコリアの再反論が十二月二〇日に出版され、それに対する再々反論は翌年一月に出版されているように、「国王の運命」に対する悲観的な見方が分量の上で支配的になるまでには十二月の末から一月中旬をまつ必要があるかもしれない。しかし、たとえ『軍の抗議』そのものが国王の処刑を要求するものではなかったにせよ、それが出版されたことは、「流血の罪」や「国王の処刑」といった言葉が出版物の上でそれなりの現実感をもって用いられはじめるひとつのきっかけと見なせるように思う。

## 終わりに

本稿では、『軍の抗議』の出版を目安として、この一石が広げていった波紋を追うことによって、当事者たちの意図を越えて情報が変化してゆくさまの一例を示した。あくまで報道出版物という限られた次元での例ではあるが、議会で朗読されたものを写したり、逆に「朗読と出版」を命じられたりしていたらしいこれらの出版物は、口頭での情報伝達の世界とも深くかかわっていたことだろう。今後は、そうした他の媒体との関わりとも合わせて、内戦期の「公共のアーリーナ」の上に現れる国王像を追っていきたい。

## 註

- (1) A. Tubb, 'Mixed Messages: Royalist Newsbok Reports of Charles I's Execution and of the Leveller Uprising', *Huntington Library Quarterly*, vol.67, no.1. 2004, pp. 59-74
- (2) P. Crawford, 'Charles Stuart, That Man in Blood', *Journal of British Studies*, 16:12, 1977, pp.41-62
- (3) J. Raymond, 'Popular Representations of Charles I', in T.N.Corns(ed.), *The Royal Image: Representation of Charles I*, Cambridge, 1999, pp.47-73
- (4) E. Almack(ed.), *Eikon Basilike*, London, 1904. 一六四九年、国王の処刑以後にロンドンで刊行され、国王自身の著作と言われた瞑想・受難録。じっさいの執筆者は不明。聖職者 John Gauden の作とも目られる。
- (5) E. S. Wheeler, 'Eikon Basilike and the Rhetoric of Self-representation', in *The Royal Image*, pp. 122-140
- (6) L. L. Knoppers, 'Reviving the Martyr King: Charles I as Jacobite Icon', in *The Royal Image*, pp. 223-287
- (7) D. Scott, 'Motives for King-Killing', in J. Peacey(ed.), *The Regicide and the Execution of Charles I*, Basingstoke and New York, 2001, pp.138-160; S. Kelsey, 'The Trial of Charles I', *English Historical Review*, no.477, 2003, pp. 583-616. Kelsey は、一六四九年一月の「国王裁判のための高等裁判所設置法案」が下院のみで成立したことを「体制上の革命」と評し、つづく国王裁判を、国王に法廷の合法性を認めさせるものと位置付けて、裁判が処刑に至る意図があったことをほぼ完全に否定している。

- (8) J. Raymond, *Making the News*, Gloucestershire, 1993, pp.60-64
- (9) *Ibid.*, p.207
- (10) A. Tubb, 'Parliament Intends "to Take Away the King's Life"', *Canadian Journal of History*, XLI, winter 2006, pp.462-484, esp. p.482
- (11) A. Tubb, 'Parliament Intends', p.464
- (12) J. Raymond, *Making the News*, p.205
- (13) A. Tubb, 'Parliament Intends', p.471
- (14) 出版物「こころち」 *Early English Books Online* で該項時期のものを検索した。
- (15) *The Representations and Consultation of the Generall Councill of the Armie at S. Albans. With Severall Propositions to the L. Generall, from the Officers of Divers Regiments of the Army, about the Present Settlement of the Kingdom. Also a Declaration of His Excellency Thomas L. Fairfax, concerning the Kings Majesty; and the present proceedings in the Treaty at the Isle of Wight. With the Demands of the Souldiers which guard His Majesty and the Commissioners in the said Island, when the Treaty is ended: And a Copie of his Excellencies Letter thereupon*, London Printed for R. A. 1648 (British Library(以下BL)表記), E.472[3] (以下The Representations and Consultation. と略記)
- (16) *The Representations and Consultation.*, p.1 引用記文中の

- ( ) 内は筆者が挿入
- (17) *The Representations and Consultation.*, p.3
- (18) *The Representations and Consultation.*, p.5
- (19) Thomas Rainborowe 一六四八年十月、ボンフリット城包囲中に王党派によって誘拐・殺害されたレヴェエラーズの指導者の一人。四七年のパトニ軍会議で男性普通参政権を要求し、「人民 (people)」の範囲を土地財産所有者に限定するH・アイアトソンらと対立。( *Oxford Dictionary of National Biography* (以下 *Oxford DNB* と表記), vol.45, pp. 812-814
- (20) *A Petition from Severall Regiments of the Army, viz. Colonnell Fleetwood, Colonnell Whales, Colonnell Barksteads, &c. Presented to his Excellency, Thomas Lord Fairfax, at St. Albans.* (BL, E.470[32]) 以下 *A Petition from Severall Regiment.* と略記)
- (21) 「はじめのニュースブック」が現われたのは一六四一年十一月二十九日と言われる (J. Raymond, *The Invention of the Newspaper, English Newspapers 1641-1649*, Oxford, 1996(以下 *Invention.* と表記) p.21)。内戦と歩みを合わせて数を増やしたニュースブックは、一六四五年になると平均して毎週十四紙が発行され、一紙あたりの部数は五百から千ほどに推測されている。(香内三郎『読者』の誕生』晶文社、二〇〇四年、一九五ページ参照)。
- (22) *His Majesties fmall Remonstrance and Gracious Message read in both Houses of Parliament yesterday, Novemb. 16.*

- Contains His further Enlargement of Concessions in the Treaty; His Signing the Propositions, and His Royall Grant and Concurrence to the Desires of His two Houses of Parliament. With His Declaration to the Army; and the Citizens of London, to be forthwith Published. And the joyfull Declaration of the Lords and Commons, to be immediately sent post to the King. London, Printed for R. Rishoton, 1648[BL, E.472.[21.], 以下 His Majesties final Remonstrance. ㄱ表記)
- (23) *Invention.*, p.67
- (24) 「以前には代書人であり、のちにネダムと同じく内科医になるダニエル・ボーダーの編集による。彼の共感は議会に対してあり、主に議会の情報源を用いた」(*Invention.*, p.33)
- (25) *A new Remonstrance and Declaration from the Army, to the Kings Majesty, and the Prince of Wales; And their Message, Proposals, and Proposition, for the conducting of His majesties Royall person from the Isle of Wight, to His Palace at Westminster, in honour, freedom, and triumph. Sent from the Army Novemb. 28. to be printed and published.* (BL, E.472.[23.] 以下, *A new Remonstrance.* ㄱ略記)
- (26) *Mercurius Elencticus.* No.51, 8-15 November 1648, BL, E.472, p.493
- (27) 「一六四七年十一月二七日、議会は『メルクリウス・エレンキクス』、『メルクリウス・ブラダマティクス』と題されたものやその他同様に中傷的で扇動的なパンフレットおよびすべての無許可パンフレットの許可官・著者・印刷者・出版者らを追及する」ための委員会を任命した」(*Invention.*, p.57)
- (28) *The Articles and Charge of the Officers and Souldiers in the Army.* (BL, E.468.[23.] 以下, *The Articles and Charge.* ㄱ略記)
- (29) *The Articles and Charge.* p.1
- (30) *A letter from the head-quarters At St. Albans, Communicating the proceedings of the Generall Council of the Army the weeke past: ... Written to a Friend in London, November, 10. Printed in the Yeare 1648.* (BL, E.470.[34.] 表紙に手書あり「11/14」の書込みあり。収集者の購入日か。)
- (31) *A Remonstrance from the Army to the Citizens of London, to be Read and Published throughout the Severall Wards and Parishes of the Cities of London, and Westminster the Borough of Southwark, and Paris Adjacent. Sent from St. Albans on Wednesday Novem. 15. 1648.* (BL, 472.[13.] 以下, *A Remonstrance from the Army to the Citizens of London.* ㄱ略記)
- (32) Cf. *The Representations and Consultation.* p.6
- (33) *Journals of the House of Commons*, vol.16[1648-51], London, 1803, (以下 *CJ.* ㄱ略記), p.76
- (34) *A Remonstrance from the Army to the Citizens of London.*, pp.1-3
- (35) *A new Remonstrance.*, p.6

(36) *A Remonstrance of Lord Fairfax and of the Generall Council of Officers, Held at St. Albans. Presented to the Commons in Parliament, 20 Nov. (BL, E473.[11])* 以下 *A Remonstrance* と表記) 全七〇ページ。なお、同じ日付で八〜十二ページの要約版が複数出版されている。『軍の抗議』の流通状況について、Kelsey は、国王は完全版を読んでいただろうが「一般に広く流布していたのは要約版だけである」と」に注意するよう促す。(S. Kelsey, 'Politics and Procedure in the Trial of Charles I', *Law and History Review*, 22:12, 2004, pp.1-26)

(37) レヴェラーズによる出版された文書と『軍の抗議』の関わりについては、Ian Gentles, 'The Agreement of the People and Their Political Context, 1647-1649', in M. Mendle (ed.), *The Putney Debates of 1647*, Cambridge, 2001, pp.148-174 以下、'The agreement' と表記) を参照した。Gentles は、一六四七年十月から四九年五月のあいだに「ロンドンのレヴェラーズと彼らの同盟者であるニュー・モデル軍によって」三度の改訂を重ねて出版された人民協定の各々の文脈分析から、『軍の抗議』と同時期に公表された第二版人民協定を指して、「アイアトンにとつて、新たな政治シナリオを支える鍵となる支柱」('The Agreement', p.162) と評する。

(38) 今井宏「ピューリタン革命における「国王弑虐者」たち」『史論』四七号(一九九四)一〜一五ページより、二ページ

(39) S. Kelsey, 'Politics and Procedure with Trial of Charles I', p.4

(40) J・モリル、富田理恵(訳)「十七世紀ブリテンの革命再考」『思想』九四六号(二〇〇四年)五二〜七四ページより、六一ページ

(41) *A Plea for The King, and Kingdome: By Answer to the late Remonstrance of the Army. Presented to the House of Commons on Monday Novemb. 20. Proving, that it Tends to Subvert the Laws, and Fundamentall Constitutions of this Kingdom, and Demolish the very Foundations of Government in Generall.* (BL, E.474.[2]) 以下 *A Plea for The King, and Kingdome* と表記) p.1

(42) 'The safety of the people is the supreme law.」の「人民の幸福が最高の法である」という言葉は一六四二年の議会議会側のパンフレット作家に最もよく愛用されたキケロの引用句だという。(['読者』の誕生』二五八ページ参照)

(43) *A Remonstrance*, p.10

(44) *A Remonstrance*, p.7

(45) *A Remonstrance*, p.13

(46) *A Remonstrance*, p.14

(47) *A Remonstrance*, p.14

(48) *A Remonstrance*, p.16

(49) *A Remonstrance*, pp.17~22

(50) *A Remonstrance*, p.22

- (51) *A Remonstrance*, p.23
- (52) *A Remonstrance*, p.23
- (53) *A Remonstrance*, pp.31-32
- (54) *A Remonstrance*, p.36
- (55) *A Remonstrance*, p.38
- (56) *A Remonstrance*, p.45
- (57) *A Remonstrance*, p.47
- (58) *A Remonstrance*, p.48
- (59) *A Remonstrance*, p.54
- (60) *A Remonstrance*, p.54
- (61) *A Remonstrance*, p.60
- (62) *A Remonstrance*, p.60
- (63) 一六四七年十月のバトニ軍会議から四九年五月にかけて、「レヴェラーズと軍内の同盟者によって」ロンドンで三版を重ねた人民協定すべての共通項として、'Gentes' は、「①公民権の拡大、②税額ではなく人口に応じた選挙議席の再分配、③宗教問題における良心の自由、④長期議会の解散、⑤一―二年ごとの新規選挙、⑥人々のために取り置かれる権力の「一覧」を挙げる（'The Agreement', p.148）。
- 現議会議散とそののちの政体について言及する『軍の抗議』後半部の二項目はレヴェラーズの要求と近く合致したものである。
- (64) *A Remonstrance*, p.62
- (65) *A Remonstrance*, p.62
- (66) 「十七世紀ブリテンの革命再考」六一ページ
- (67) *A Remonstrance*, p.66
- (68) *A Remonstrance*, p.67
- (69) 「ピューリタン革命における「国王弑虐者」たち」二ページ
- (70) Cf. *The Articles and Charge*, pp.1-2
- (71) *A Petition from Several Regiment*, p.6
- (72) S. Kelsey, 'Politics and Procedure', p.4
- (73) *CJ*, p.81
- (74) *Kingdoms Weekly Intelligencer*, No.286, 14-21 November 1648, E.473.[2],p.1153
- (75) *The Perfect Weekly Account*, N/A, 15-22 November 1648, BL, E.473.[13]
- (76) *Perfect Occurrences of Every Days Journal on Parliament*, No.99, 17-24 November 1648, E.526.[31],「牧師〈ンリ・ウォーカー〉収集、議会の個別命令によって出版」(*Perfect Occurrences*, p.733)
- (77) *Martin Nonsense*, ..... *Chiefly in the Parliament, Court, City, and Army*, N/A, 20-27 November 1648, BL, E.526.[33]
- (78) *The Moderate Intelligencer*, No.192, 16-23 November 1648, E.473.[15] 編集者ジョン・テイリンガムは一六四七年から「軍から支払いを受け、クロムウェルの私用のための部屋を私邸内に設け、親議会・親軍のニューズブックを作製しつつ」トブソン(A. Tubb, "Parliament Intends", p.466)

- (67) *The Moderate: Impartially Communicating Martiall Affairs to the Kingdome of England*, No.19, 14-21 November 1648, BL, E.473.[1.], [p.164]
- (68) *Mercurius Elencticus*, No.52, 15-22 November 1648, BL, E.473.[9.], p.508
- (18) *A Declaration concerning the King from the Citizens of London, and Their Resolution and Protestation, touching the Remonstrance of the Army: And Propositions concerning the Preservation and Protection of His Majesties Royall Person from Violence and Injury*. BL, E.473.[17.]
- (32) *Ibid.*, p.6
- (38) *His Majesties Declaration to All His Loving Subject; Concerning The Remonstrance of the Army. Delivered to the Commissioners on Wednesday last: And Brought by the Post on Thursday Novemb.23.to be Forthwith Printed and Published.* BL, E.473.[20.],p.2' 引用訳文中のロシアン体の部分は原文での斜体に対応。
- (48) *CJ*, p.90
- (58) *Mercurius Pragmaticus*, No.35, 21-28 November 1648, BL, E.473.[35.],Sig. Bbbl.
- (98) *Ibid.*
- (87) 『ブリタニクス』一六四四年八月四日号でチャールズ一世の肉体的特徴である吃音に言及(『読者』の誕生』二一四ページ参照)
- (88) *Oxford DNB*, vol.40, pp.318-320
- (89) *A Plea for The King, and Kingdome.*, Sig.A2r. 本文は「あなたगत」として読み手全般に呼びかける形をとっているが、序文のみは議会に宛てている。
- (90) *A Plea for The King, and Kingdome.*, p.9
- (61) *A Plea for The King, and Kingdome.*, p.22
- (92) *Ibid.*
- (93) *A Plea for The King, and Kingdome.*, p.23
- (94) *CJ*, p.91
- (95) *Justice Upon the Army Remonstrance. or A Rebuke of the Evil Spirit that Leads Them in their Counsels and Actions. With A Discovery of the Contrariety and Emity in their Waies, to the Good Spirit and Minde of God. Dedicated To the Generall, and Council of War. By William Sedgwick.* (BL,E.475.[34]' ボート Justice Upon the Army Remonstrance. よ略記)
- (96) *Oxford DNB*, vol.49, pp.654-656
- (97) *Justice Upon the Army Remonstrance.*, p.9
- (98) *Justice Upon the Army Remonstrance.*, p.47
- (99) *Justice Upon the Army Remonstrance.*, p.45
- (100) *A Vindication of the Army-Remonstrance, While They Act Suitably to those Things Therein Remonstrated: Being a Brief and Moderate Answer to Mr. Sedgwicks Book, intituled Justice upon the Army-Remonstrance. By T. Collier.* (BL, E.477.[6.]' 以下 A Vindication of the Army-Remons-trance. よ略記)

- (101) *Oxford DNB*, vol.12, pp.660-662
- (102) *A Vindication of the Army-Remonstrance*, p.10, 長巻派聖職者であり、あへて議會の支持者であつたセミュウソンクに対する挑発的な皮肉である。
- (103) *A Vindication of the Army-Remonstrance*, p.28
- (104) *A Vindication of the Army-Remonstrance*, p.15
- (105) *A Vindication of the Army-Remonstrance*, p.19
- (106) *A Vindication of the Army-Remonstrance*, p.9
- (107) *A Vindication of the Army-Remonstrance*, p.32
- (108) “or where indeed any people contending and once engaging in warre against a Tyrant for their Liberties, did ever fully redeem and hold the same with a readmission of him, or without (first or last) disclaiming and renouncing all dependence on him, or accord with him for the same, and an utter rejection, expulsion, and depoure, either of his whole race, and all that claimed upon the same account of right, or at least, of his particular parson, and execution of justice upon him, if he fell with their power. (*A Remonstrance*, p.28)
- (109) “And know this, that these violent course that you are upon, of disclaiming and revouncing all dependence on the King, or accord with him, and an utter rejection, expulsion and depoure either of his whole race, and all that claim it upon the same account of the right; or at least of his particular Person, and execution of justice upon him, page 28. will not secure what you have got, but rather it is the way to lose them, and set up Princes in a higher way then ever. (*Justice Upon the Army Remonstrance*, p.29
- (110) ‘Hee that will save his life shall lose it.’ [「ブタイ, 16: 25」]。上述の『軍の抗議』引用部分の直後にセミュウイックが引用している。
- (111) “and where as you say that the way they take for security (viz.) *deposing of the King, and execution of Justice*, will not be a way of safety; but rather it's a way to lose it, and set up Princes in a high way then ever. And he that will save his life shall lose it, &c. but if God will save it, its not lost, and if God hath determined the fatall, fall of Princes tyranny, they shall get no advantage by that witch now is done.” (*A Vindication of the Army-Remonstrance*, pp.20-21
- (112) A. Tubb, ‘Parliament Intends’, p.471  
(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)